

阪南市立保育所 会計年度任用職員（子ども支援員）登録者募集要項

こども未来部 こども政策課

1. 職種・人数 子ども支援員 1名程度

選考を経て登録者名簿に登録された方より必要な人数に応じて任用します。
人数は、退職者等の状況や試験結果により変更することがあります。

2. 業務内容 支援を必要とする乳幼児1名もしくは2名を担当し支援する。（日々の計画、記録等含む。）

3. 任用期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日

※年度ごとの任用となります。勤務実績に応じて再度任用となる場合があります。
また、退職者等の状況により、年度途中からの任用となる場合があります。

4. 応募資格 特になし（障がい児保育に理解のある方）

地方公務員法第16条（欠格条項）に該当しない方。

（欠格条項）

- 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの
- 阪南市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

5. 勤務条件等

勤務日	月～土曜日のうち週5日勤務（シフト制） なお、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始は休みですが、行事等により変動する場合があります。
勤務時間	8:30～17:00のうち7.25時間（休憩時間45分）
勤務場所	阪南市立保育所（石田保育所、下荘保育所のいずれか）
報酬等	月額 205,704円～（時給1,351円）（地域手当相当分含む） ※職務履歴に応じて、市の規定により経験加算する場合があります。
各種手当	条件を満たす場合は、費用弁償（通勤費）、期末・勤勉手当の支給があります。 なお、車通勤の場合は自己負担により保育所敷地外で駐車場の確保が必要です。
休暇制度	任用期間や勤務日数に応じて、年次有給休暇や特別休暇（忌引休暇など）があります。
社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労働者災害補償保険（労災）

※その他、勤務条件について、協議を要するときは、こども政策課長と保育所長で協議します。

6. 申込方法 以下の書類を、阪南市役所こども政策課に持参又は郵送してください。

○履歴書

※応募書類は、返却しません。

7. 受付期間 令和8年 1月 30日（金）まで（閉庁日を除く）

8. 選考方法 作文及び口述試験（個別面接）

令和8年 2月 8日（日）予定

平日の試験を希望する場合は、申し込みの際に申し出てください。

（注意事項）

○不合格者は、試験における本人の成績及び基準点の開示請求ができます。なお、請求期間は、結果通知の翌日から起算して2週間以内です。

○会計年度任用職員として採用されると、一般職の地方公務員となり、服務規程（職務専念義務や守秘義務等）が適用されます。

○本業務へ従事するに当たっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、特定性犯罪の前科がないことを求めていいます。このため、予め、任用前において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認します。

（問い合わせ）

阪南市役所 こども未来部 こども政策課

〒599-0292 大阪府阪南市尾崎町35-1

電話 072-489-4518